

道路交通法(過去問題 貨物)

平成27年第1回(平成27年8月)

問13

道路交通法に定める合図等についての次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 停留所において乗客のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度を急に変更しなければならないこととなる場合にあっても、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

解説 急に変更しなければならないこととなる場合は先に進むことができる。

2. 車両(自転車以外の軽車両を除く。以下同じ)の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点の30メートル手前の地点に達したときである。

解説 設問は進路変更の合図時期であり合図は3秒前。

3. 車両の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一の方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。(環状交差点における場合を除く)
4. 車両の運転者が左折又は右折するときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点(交差点においてその行為をする場合にあつては、当該交差点の手前の側端)から30メートル手前の地点に達したときである。(環状交差点における場合を除く)

問14

道路交通法に定める駐車を禁止する場所(公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときを除く)についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路

外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車専用の出入口から 5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

解説 × 3メートル以内が正しい。

3. 車両は、公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて、指定した区域を除き、法令の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に 5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととされている場所においては、駐車してはならない。

解説 × 3, 5メートルが正しい。

4. 車両は、消防用機械器具置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

問 1 5

道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、[A：**負傷者を救護**]し、道路における[B：**危険を防止**]する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び[C：**負傷者の負傷の程度**]並びに損壊した物及びその損壊の程度、[D：**当該交通事故に係る車両等の積載物**]並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1. 事故状況を確認 | 2. 負傷者を救護 |
| 3. 当該交通事故に係る車両等の積載物 | 4. 安全な駐車位置を確保 |
| 5. 事故関係車両の数 | 6. 負傷者の負傷の程度 |
| 7. 危険を防止 | 8. 当該交通事故に係る発生の経緯 |

問 1 6

道路交通法に定める自動車の法定速度についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量5,995キログラムの自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、時速60キロメートルである。
2. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量7,520キログラムの自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く)における最低速度は時速50キロメートルである。
3. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量9,595キログラムの自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く)においては、時速100キロメートルである。

解説 時速90キロメートル毎時である。

4. 貨物自動車運送事業の用に供する車両4,995キログラムの自動車が、故障した車両総重量1,485キログラムの普通自動車をロープでけん引する場合の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない一般道路においては、時速40キロメートルである。

問17

道路交通法に定める大型貨物自動車の貨物の積載制限(出発地の警察署長が許可した場合を除く)についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 積載物の長さは、自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたものを超えてはならず、積載の方法は、自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出してはならない。
2. 積載物の幅は、自動車の幅を超えないものとし、積載の方法は、自動車の車体から左右にはみ出さないこと。
3. 積載物の高さは、3,9メートル(公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては3,9メートル以上4,1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)から自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

解説 3, 8メートル

4. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

平成27年第2回(平成28年3月)

問13

道路交通法に定める用語の意義についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 本線車道とは、車両が道路に定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分进行をいう。

解説 車両通行帯の定義

2. 道路交通法の規定の適用については、身体障害者用の車いす、歩行補助車又は小児用の車を通行させている者は、歩行者とする。
3. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
4. 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

問14

道路交通法に定める車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両(トロリーバスを除く)は左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道

敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。ただし、法令で定める軌道敷内を通行することができる場合であって、路面電車の通行を妨げないときを除く。

2. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
3. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という)の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車(路線バス等を除く)は、後方から路線バス等が接近してきた場合であっても、その路線バス等の正常な運行に支障を及ぼさない限り、当該車両通行帯を通行することができる。

解説 路線バス等が接近してきた場合、その車両通行帯から出なければならない。

4. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき(道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く)は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

問15

道路交通法に定める徐行及び一時停止についての次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両(緊急自動車を除く)は、交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあつては、道路の右側)に寄って一時停止しなければならない。
2. 車両等は、道路の曲がり角附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な上り坂及び下り

坂を通行するときは、徐行しなければならない。

解説 **勾配の急な上り坂**は徐行場所ではない。

3. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする**歩行者等があるときは**、当該横断歩道等を**徐行**して通過しなければならない。

解説 **一時停止**して歩行者等の通行を妨げない。

4. 車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければならない。

問 1 6

車両等の運転者が道路交通法に定める規定に違反した場合等の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか**正しいものを1つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両等の運転者が道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく[A：**処分に違反**]した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の[B：**使用者**]の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは当該事業者及び[C：**当該事業を監督する行政庁**]に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該[D：**違反の内容**]を通知するものとする。

- | | | |
|---|------------------------|----------------|
| A | 1. 処分に違反 | 2. 条件に違反 |
| B | 1. 所有者 | 2. 使用者 |
| C | 1. 当該事業を監督する行政庁 | 2. 当該事業所の運行管理者 |
| D | 1. 違反の内容 | 2. 処分の理由 |

問 1 7

道路交通法に定める車両(軽車両を除く。以下同じ)の積載物の積載方法、積載の制限(出発地の警察署長が許可した場合を除く)及び過積載(車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ)についての次の記述のうち、**誤っているものを1つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。な

お、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両の運転者は、当該車両について政令で定める乗車定員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、当該車両の出発地を管轄する警察署長による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合等にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
2. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。
3. 過積載をしている車両の運転者に対し、警察官から過積載とならないようにするため必要な応急の措置命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く)が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他車利用に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
4. 警察官は、過積載をしている車両の運転者及び**使用者**に対し、当該車両が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命じることができる。

解説 警察官は運転者に対する応急措置であり、使用者にではない。

平成28年第1回(平成28年8月)

問13

道路交通法に定める目的及び用語の意義についての次の記述のうち、**正しいものを2つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 路側帯とは、歩行者及び**自転車の通行**の用に供するため、歩道に設けられていない道路又は道路の歩道に設けられていない側の路側帯寄りに設けられた帯状の部分で道路標示によって区画されたものをいう。

解説 × **自転車の通行の用ではない。**

2. 道路交通法の規定の運用については、身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者は、歩行者とする。

3. 車両とは、自動車、原動機付自転車及びトロリーバスをいう。

解説 × 軽車両も車両である。

4. 道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

問14

追越し等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、法令に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除き、交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部分においては、他の車両(軽車両を除く)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

2. 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分においても、前方を進行している原動機付自転車は追越すことができる。

解説 × 追越し禁止場所では原動機付自転車も追い越してはならない。

3. 車両は、道路のまがりかど付近、勾配の急な上り坂又は勾配の急な下り坂の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

解説 × 勾配の急な上り坂ではない。上り坂の頂上付近である。

4. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令のより、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又は前方を横切ってはならない。

問15

道路交通法に定める過労運転に係る車両の使用者に対する指示についての文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄に

マークしなさい。

車両の運転者が道路交通法第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反して過労により[A: **正常な運転**]ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下「過労運転」という)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く)の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る[B: **車両の使用者**]が当該車両につき過労運転を防止するため必要な[C: **運行の管理**]を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため[D: **必要な措置をとる**]ことを指示することができる。

- | | | |
|---|------------------|--------------------|
| A | 1. 運行の維持、継続 | 2. 正常な運転 |
| B | 1. 車両の使用者 | 2. 車両の所有者 |
| C | 1. 運行の管理 | 2. 労務の管理 |
| D | 1. 必要な施設等を整備する | 2. 必要な措置をとる |

問16

車両等の運転者の遵守事項に関する次の記述のうち、**誤っているものを1つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。
2. 車両等の運転者は、車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
3. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バスの側方を通過するときは、できる限り**安全な速度**と方法で進行しなければならない。

解説 通学通園バスの側方通過の際は、**徐行**しながら通過しなければならない。

4. 自動車等の運転者は、自動車等の運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法に規定する装置であるものを除く)に表示された画像を注視

してはならない。

問 1 7

大型貨物自動車に係る乗車又は積載の方法及び積載の制限(出発地の警察署長が許可した場合を除く)並びに過積載(車両に積載する積載物の重量が法令の規定による制限に係る重量を超える場合における当該積載物。以下同じ)についての次の記述のうち、誤っている1つを選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 積載物の高さは、3.8メートル(公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)から自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。
 2. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車の運転をすることを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の運転者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。
- 解説 当該荷主に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。

3. 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載して車両を運転してはならない。
4. 積載物の長さは、自動車の長さにその長さの10分の1の長さを加えたものを超えてはならず、積載の方法は、自動車の車体の前後から自動車の長さ10分の1の長さを超えてはみ出してはならない。

平成28年第2回(平成29年3月)

問 1 3

道路交通法に定める用語の意義についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解

答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
2. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。
3. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(荷待ちのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く)又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転する者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

解説 × 荷待ちのための停止ではなく、貨物の積卸しが正しい。

4. 道路標識とは、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

解説 × 道路標示の定義である。

問14

道路交通法に定める車両通行帯についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて[A：一番目]の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に[B：三以上]の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も[C：右側]の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

- A 1. 一番目 2. 二番目
B 1. 二以上 2. 三以上
C 1. 右側 2. 左側

問15

道路交通法に定める交差点における通行方法等についての次の記述のうち、正しいもの

を2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、交差点において既に右折している自動車は、青色の灯火により進行することができることとされている自動車に優先して進行することができる。

解説 優先して通行はできない。

2. 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

3. 車両は、左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

4. 車両等(優先道路を通行している車両等を除く)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合においては、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。

解説 一時停止の義務はない。

問16

次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両総重量が9,800キログラムで最大積載量が5,500キログラムの特定中型自動車(専ら人を運搬する構造のもの以外のもの)は通行してはならない。



2. 車両は、8時から20時までの間は駐停車してはならない。



3. 車両は、黄色又は赤色の灯火の信号にかかわらず左折することができる。



4. 車両は、指定された方向以外の方向に進行してはならない。



解説 車両横断禁止の標識であり、施設等に入入りするため矢印の方向に横断してはならない。

問 17

貨物自動車に係る道路交通法に定める乗車、積載及び過積載(車両に積載をする積載物の重量が法令の制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ)についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両(軽車両を除く)の運転者は、貨物が分割できないものであるため政令で定める乗車定員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法(以下「積載重量等」という)の制限又は公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、当該車両の出発地を管轄する警察署長(以下「出発地警察署長」という)が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可したときは、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。
2. 車両(軽車両を除く)の運転者は、当該車両について政令で定める積載重量等の制限を超えて乗車させ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、出発地警察署長による許可を受けてもっぱら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という)の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
3. 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、

又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため当該自動車が積載可能な重量までの人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

解説 必要最小限度の人員を荷台に乗車させることができる。

4. 警察官は、過積載をしている自動車の運転者に対し、当該自動車に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。